

平成29年 第4回定例会  
総務文教常任委員会会議録

長 与 町 議 会

平成29年第4回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 平成29年12月11日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員 長	岩永政則	副委員長	分部和弘
委員	浦川圭一	委員	中村美穂
委員	金子恵	委員	喜々津英世
委員	山口憲一郎	委員	堤理志

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	谷本圭介	課長補佐	細田浩子
--------	------	------	------

説明のため出席した者

総務部長	荒木重臣		
(総務課)			
課長	山本昭彦	課長補佐	中村元則
課長補佐	小川貴弘	主事	市川雄也
(契約管財課)			
課長	井川勝信	課長補佐	中尾盛雄
(地域安全課)			
課長	山口功	課長補佐	永野英明
係長	山口亮		

企画財政部長 久保平敏弘

(政策企画課)

課長	荒木隆	課長補佐	福本美也子
----	-----	------	-------

係長	尾田光洋		
----	------	--	--

(財政課)

課長 田中一之

(税務課)

課長 荒木秀一

住民福祉部長 森川寛子  
(福祉課)

課長 細田愛二  
係長 山本洋佑  
(こども政策課)

課長 村田ゆかり  
係長 石川俊介  
主任 久保麻衣子

課長補佐 山口聡一郎  
係長 原雅美

課長補佐 北野靖之  
主任作業療法士 久原彩

健康保険部長 中山庄治  
(健康保険課)

課長 志田純子  
課長補佐 藤崎隆行

課長補佐 中村宰子  
係長 松田祐貴

教育委員会次長 帯田由寿  
(生涯学習課)

課長 山口利弘  
係長 日高拓郎

課長補佐 和田久美子

建設産業部長 緒方哲  
(産業振興課)

課長 中嶋敏純  
主事 林田和真  
(土木管理課)

建設産業部理事 松邨清茂

課長補佐 川内佳代子

課長 日名子達也  
係長 山下泰明  
(都市計画課)

課長補佐 田中廣幸  
係長 濱中章

課長補佐 前田将範

#### 本日の委員会に付した案件

議案第 74号 長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第 75号 長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 76号 長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 77号 長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第 78号 平成29年度長与町一般会計補正予算（第4号）

開 会 9時29分

散 会 14時49分

**○委員長（岩永政則委員）**

おはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務文教常任委員会を開会をしてみたいと思います。

それでは早速、平成29年第4回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第74号長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

**○総務課長（山本昭彦君）**

皆さんおはようございます。それでは議案第74号長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。お手元の方に新旧対照表等の資料を配付させていただいておりますので、御参照いただければと思います。それでは説明をいたします。この番号法には社会保障、税、災害対策分野のうち国や地方自治体などが個人番号の利用と特定個人情報の提供ができる法定事務の他に、地方自治体独自の事務として個人番号の利用と特定個人情報の提供ができるようにするためには条例で定めることとなっておりますので、今回の改正により新たな独自利用事務を追加し、行政手続における必要書類の削減など住民サービスの向上等を図るものでございます。今回追加する独自利用事務といたしまして、小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務、そして一人親等に対する医療費助成の受給資格の認定等に関する事務、軽度・中等度の聴覚障害のある児童に対する補聴器の購入助成に関する事務、重度心身障害者等に対する医療費助成の受給資格の認定等に関する事務、障害者等に対する日常生活用具給付等事業の利用申請における利用決定等に関する事務、障害者等に対する移動支援事業の利用申請における利用決定等に関する事務、障害者等に対する日中一時支援事業の利用申請における利用決定等に関する事務、難病患者に対する医療費助成の受給資格の認定等に関する事務の8事務でございます。なお、施行期日につきましては平成30年の4月1日とするものでございます。

御審査のほどよろしく願いいたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

説明が終わりましたので、これから質疑を行いたいと思います。

質疑ありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

提案理由の説明の中で必要書類、提出書類等の削減という御説明があったんですけども、もう少し、全部は結構ですけども、例えばどういったふうな書類が提出が不要になるのか、その辺りを御説明いただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

中村補佐。

○課長補佐（中村元則君）

本条例の別表第2の方に特定個人情報という欄があります。そちらの方に今回照会を行う事務等を明記しております。これにつきましては地方税関係情報につきましては、所得制限等を調べる際の所得証明など、それから住民票関係情報、こちらの方は住民票を想定しております。それぞれ添付書類として出していたものを省略できるように規定をしております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

分かりました。そういった点では、住民の方々が新たに手を煩わせないことにつながるっていう点は分かりました。一方、この個人番号カード等について十分周知できてないものもありますし、また、若干その辺りの不安をお持ちの方もいらっしゃるかというふうに思います。本会議の中でも出てたんですけども、この通知カードに記載されてるナンバーを提出するのをためらうという場合の対応どういうふうにされるのか。

○委員長（岩永政則委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

県等でも研修が行われておりまして、そういった場合の対応につきましてなんですけれども、例えば本人が所得証明とかを持ってきた場合につきましては、特にカードの提示等なくてそのままそれをもう添付書類として提出をしていただくと。また、そのカードを出すのを、提出をためられる場合、それでもし書類等をお持ちでなかった場合、その場合は本人の意思を尊重しまして、その場合は所得証明を取って来ていただくか、もしくはこちらの方から前住所地に照会をかけると言った形になるかと思えます。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

すいません。初歩的なことでお尋ねしますが、ここに8項目ぐらいの事務がずっと追加をされておりますけれども、元々こういった事務は従来からやっておった。ただしこれをマイナンバーカードですることによって、事務量の削減とかにつなげるという意味だろうと思うんですね。そうすると、この時期にこういった事務を追加するというのが、元々始めからこれを入れておくということではできなかったのか。そこら辺で私はちょっと素人で分かりませんので、新たな業務として追加されたけどもこういった業務は従来からやっておったということから考えると始めから分からなかったのかなという

のが、そこら辺についてちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

中村補佐。

○課長補佐（中村元則君）

独自利用事務につきましては、当初3事務からスタートしました。今回、独自利用事務というのが、本来法定事務に似た事務ですね、横出しとか、そういう付随するような事務で法定事務では添付書類が要らなくなったものが、独自利用事務にしてないばかりに添付書類を出さないといけない場合が多々あるように見受けられます。今回、追加させていただいたものにつきましても、国より推奨する事務の例示があっております。全国の市町村において既に利用がされておまして、そういう全国の状況等を踏まえて本町におきましても追加していくことが良しということで、今回追加の上程をさせていただいております。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。他に質疑ありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

同様の質問なんですけど、今回、法改正に伴う条例の改正なのかなと最初そういうふうに理解をしておったんですけども、どうも法改正は行わないで条例の改正だけ行って、扱う事務を列記するということだと思いませんか、そういう中でもう他には無いんでしょうか。この事務を加えればもっと簡素化できるというような事務は無いんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

中村課長補佐。

○課長補佐（中村元則君）

全国を見ると独自利用事務で規定されている事務が30とか多い所はそれぐらいの規模で追加を行っています。ただ長崎県におきましては県の方で取りまとめ等を行っておりませんので、やはり他市町村の状況を見ながらこういうふうに追加して行って、より利便性の高いようにしていくということで、あまり追加しても、無い事務とかもありますので、やっぱり本町の条件によって追加していくというのが1番いいと思われれます。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。いいですか。

それでは質疑が無いようでございますので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

いいですか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第74号長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

**○委員長（岩永政則委員）**

休憩前に引き続き委員会を行います。

議案第75号長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

**○総務課長（山本昭彦君）**

それでは議案第75号長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。今回の改正は国家公務員の育児休業等に関する人事院規則の改正に準拠し、育児休業することができる特別事情に関する規定を整備するものでございます。内容といたしましては、育児休業の再度の取得及び再度の期間延長をすることができる特別な事情といたしまして、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し申し込みを行っておりますが、その実施が行われない場合を加えるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

浦川委員。

**○委員（浦川圭一委員）**

この5条、11条もなんですけど、今回新たに育児休業の期間の延長ができる事情として、保育所の申込みを行っているが当面その実施が行われないことを加えるとようなことで、要は保育所の都合によって延ばしますよというようなことですよ。ここの運用の見極めなんですけども、あくまでもこの条文を読む限りでは保育所の利用を希望し申し込みを行っている。どこかの保育園に申し込みを行ってそこからとりあえず今一杯でだめですよって断られた場合は、延ばせるということなんです。いっぱいありますよね保育園も。そういった中で、申し込んでる所はだめですけど、こっちは空いてますよというような場合に当然そちらに預けて仕事に出てくださいという話になるのかなと思うんですけど、そういった運用はどのように考えておられるのか。

○委員長（岩永政則委員）

小川課長補佐。

○課長補佐（小川貴弘君）

御指摘の件につきましては、実際、兄弟がいらっしゃる御家庭もありまして、どうしてもさまざまな所に、通勤の場所とかそういった面も勘案しながらある程度の希望を持って申し込みを行っている。どうしても基本として4月に入所っていうのが主に行われているところですので、その時期を逸しましたらなかなか保育所は入れないと。こういう状態になりましたら、今回、規定されてる要件に該当いたしまして、証明書をもって育児休業の延長というような取り扱いをさせていただいております。以上になります。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

いつの時代も公務員の厚遇はどうしても言われるわけですので、恐らく一般的にはあまりこういう制度は無いと思うんですね。保育園に行かれんけんちょっと長く休んできてよかですよというような取扱いには、民間の企業でそういうのが今あるのかどうかもよく存じ上げてはおらんとですけども。できればやっぱり住民の理解が得られるような運用をしていただきたいと思います。どうでしょうかね。

○委員長（岩永政則委員）

小川補佐。

○課長補佐（小川貴弘君）

御指摘の件につきましては、今回は民間の方の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律というのも同時に変わっておりまして、通常、民間の取り扱いと本町の取り扱いというのは全く同じになっております。ただし地方公務員は最長3歳まで育児休業が取れるようになっておりまして、今回の定めの場合においては共済等からの手当を支給できると。これが平成29年10月1日の改正によって2歳まで受給できると、そういった要件が加わったというところで取り扱いに関しましては、民間とほとんど変わらないような、期間は3歳まで取れますけど、手当を受給できる期間というのは同等というふうになっております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

それではお尋ねしたいんですけど、今これを新たに条例に追加するということは、今現状ではこれを追加していない場合は保育所に申請しているけれども、普通でしたらといますか、育児休業の延長ができない。考えられるのは親御さん。おじいちゃん、おばあちゃんに一時的に預けるとか、その間は2つの園になったとしても民間の所に高額

になっても預けて出られるというような形になっているのか、そこをお伺いします。

○委員長（岩永政則委員）

小川補佐。

○課長補佐（小川貴弘君）

従前の取り扱いにつきましては、その他予測できなかった事実が生じたことということで、今回規定の保育所に入所できなかったことっていうのを全国的に取り扱いをしておりまして、これが人事院規則が改正になったというところで、その改正を踏まえてそれを明文化したというだけになりまして、特段に育児休業の取り扱いが今回の改正によって何か変わるというわけではございません。以上になります。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

それでは今現在もこういう明文化することによってはっきりそういう条例が整備されることによって、延長の申し込みができるという、今現在も違った形では同じようなことになっているけれども、ということで理解してよろしいんですね。

○委員長（岩永政則委員）

小川補佐。

○課長補佐（小川貴弘君）

内容としましてもおっしゃるとおりでございます。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

新旧対照表の（６）の部分をちょっと読んでると、例えば認定こども園、それから認可保育所、保育園ですか、それとか家庭的保育事業、こういったものにそれぞれ申し込んでいずれかもこれが定員等の関係で入所できないという場合にこれが該当するのか、それとも自分が希望する保育のやり方１つだけでも該当、入所できなければ該当するのか、この辺りどういうふうに解釈すればいいんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

小川補佐。

○課長補佐（小川貴弘君）

こちらに明文化されているものにつきましては、その中の例といいますか、こういったところも該当になりますよという記載をしているということですので、必ずしもこのいずれかを探してどこかに入所しないっていうような限定的な形での条例ではございませんので、ある程度本人様の大切な子供さんをお預けするということを考えますと、どこでもいいというふうにはちょっとならないと考えておりますので、職員の方が

納得できる所に入所をさせて、そこが定員一杯で入所ができなかったという場合を想定しております。以上です。

**○委員長（岩永政則委員）**

いいですか。他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第75号長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（岩永政則委員）**

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。議案第76号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山本課長。

**○総務課長（山本昭彦君）**

それでは議案第76号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。平成29年8月8日の人事院勧告におきまして、民間の給与との格差を埋めるために俸給表の水準を平均で0.2%引き上げるとともに、初任給を1,000円引き上げ、若年層についても同様の改定でございます。その他につきましては400円の引き上げを基本とした内容となっております。これは長崎県の人事委員会も国の人事院勧告に準じた内容の勧告を行っておりますので、これらの勧告に準じまして条例の改正を行うものでございます。まず第1条は平成29年4月1日の適用分でございます。第18条第2項の改正、そして附則第7項の改正は職員の勤勉手当の支給割合を改めるものでございます。再任用を除く一般職の場合で言いますと、勤勉手当が0.1か月分引き上げとなり、期末そして勤勉手当の総支給割合が4.4月分となります。別表第1の改正は給料月額を改定するものでございます。第2条は平成30年4月1日の施行分で第18条第2項及び附則第7項の改正は、勤勉手当の総支給割合を改めるものでございます。6月とそして12月の支給割合が変更になっておりますが、総支給の割合は4.4月分に変更はございません。また附則第4項から第7項までを削除し、55歳を超えかつ6級以上の職員に対する俸給等の1.5%減額措置を廃止することとし

ております。附則第1項及び第2項において本条例の第1項の規定は公布の日から施行、平成29年4月1日から適用とし第2条の規定は平成30年4月1日から施行するものとしております。附則第3項では給与の内払いについて定めております。

御審査のほどよろしくお願いたします。

○委員長（岩永政則委員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私も制度のことは非常に勉強不足で申し訳なく質問するわけなんですけれども、通常ですと人事院勧告が出されて11月頃に臨時議会等開いて、そこで議会の議決を求めて、端的に言いますと12月の期末手当にそれが反映できる形というのが慣例といたしますか、ずっとそういう形だったと思うんですが、今回12月議会に出されまして、第2条の部分は平成30年、来年度からの施行なんですけれども、次の分ですね、第1条は平成29年4月1日に、これ遡って適用すると、ちょっとこの辺りをもう少しみ砕いて御説明をいただけないでしょうか。なぜ、今回の提案がいつもと違ったのかですね。

○委員長（岩永政則委員）

小川補佐。

○課長補佐（小川貴弘君）

人事院勧告に基づく給与条例の改正につきましては、通年12月議会で上程をさせていただいた上で、翌年度差額支給ということで4年連続今回も含めて行っております。なぜこのように臨時議会等を開いて条例の改正ができないのかといたしますと元々私たち地方公務員は、国家公務員に準じて、それを踏まえた形でしか改正ができないという、地方公務員法の中で法規定がございまして、そういったものに基づいて国会が上程をしたというような情報をもとに今回、閣議決定の方が11月17日ぐらいに行われておるんですけど、通過の方は12月の、先週の金曜日に確か通過したというふうに考えておられて、そこを踏まえた形で今回、国会も通るだろうと踏まえた形で上程を今回のタイミングでさせていただいております。以上になります。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。他にありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

提案理由説明の中に55歳を超えかつ6級以上の職員というふうに説明を受けたわけなんですけれども、この55歳を超え、というのは対象者っていうのはどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

小川補佐。

○課長補佐（小川貴弘君）

手元に資料がございませんので、記憶の中で説明をさせていただきます。今回、55歳以上の6級以上といたしますのは、補正予算の方である程度お示しをしてるところなんですけど、こちら計算をいたしますと、6級以上の者につきましては28名おりますが、この中で年齢が55に達してるかどうかというところになりますので、今の人事の関係を見ますと20名前後というようなぐらいでこの1.5%の減額がかかっておりました。来年の4月からは総合的な給与の見直しが完成しますので、これが廃止ということになっております。以上になります。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

私もちょっとこの制度に関してなかなかこう頭の中に入ってこないんですけども、先日、新聞に県が退職手当の引き下げということで記事が載っておりましたけれども、これというのは本町においても影響が出てくるっていうか、この県の人事院勧告の案を受け入れるという形になっていくんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

小川補佐。

○課長補佐（小川貴弘君）

退職手当の引き下げにつきましては、国に準じて平均78万円減少というような形で法規定がなされるべきものかと思います。こちらは当然、国家公務員の退職手当が30年1月1日現在で施行されるということに伴いまして本町もそういった形で進みたいというふうに思っておるんですが、当町は県内で組織している長崎県総合事務組合という所にその事務を委託しておりまして、今回、そういった組織の中でいろんな検証をしながら、そちらの組合の方の条例を改正することで初めて減額がなされるという流れになりますので、国であればそのところだけで検討できるものが協議の上というふうになってしまっておりますので、今のところ30年4月1日施行というところが有力視されているということになっております。以上になります。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

YouTubeで提案の説明を聞く中で、附則の中で4項から7項までを削除して、その後55歳を超えかつ6級以上の職員に対する俸給等の1.5%減額措置を廃止しておりますと。要するに29年4月に遡及した分については減額しておると。しかし、30年4月1日改正、この部分では1.5%減額したものを廃止した、元に戻したという格好だろうと思います。そこら辺の経緯がよく分からないので教えていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

小川補佐。

○課長補佐（小川貴弘君）

こちらの法制度につきましては、高齢層の職員がどうしても民間と比較しまして給料が高いというようなところで、それを総合的な給与の見直しという国が掲げた方針に基づいて、経過措置を踏まえながら若干ずつ減額をしていってるところになっておりまして、給与表につきましても一度に減額をすると多数の職員に影響が及びますのでそういった55歳以上1.5%減額をかけながら給与表を徐々に、給与表でいくと等級の号数を削減を少しずつしながら今の形に持っていったと。短くして昇給が頭打ちになるような制度が完成したので、今回55歳以上の減額措置っていうのは廃止をするに至ったというところで、これは全国的に同じような形で施行しておりますので他もそのようになっているかと思えます。以上になります。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

そうしますと今回のような条例改正は今後はもう出てこないというふうになるのか。あるいはまた、今回のようにこの定例会で削減をして、翌年度分については廃止をするというやり方がまだ今後も続く可能性があるのか。そこら辺はどうなんですか。

○委員長（岩永政則委員）

小川補佐。

○課長補佐（小川貴弘君）

今回の条例をもって55歳の減額措置というのは完全に廃止をして、もうこの条例自体から削除されるような形になりますので、他の職員の方と同じように人事院勧告があれば遡って減額なしに支給をするというのが来年度からの取り扱いというふうになっております。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。いいですか。

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第76号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

10時25分まで休憩します。

(休憩 10時12分～10時30分)

**○委員長（岩永政則委員）**

休憩前に引き続き委員会を行います。

ただいまから議案第77号長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

山口生涯学習課長。

**○生涯学習課長（山口利弘君）**

それでは説明をさせていただきます。このたびシーサイドパークのフットサル場のナイター照明設備工事に伴いまして、今年末完成予定としておりますけども、そのフットサルコートにおけます夜間照明料の条例改正をお願いするものでございます。お手元に配付資料の新旧対照表をお持ちかと思いますが、従来は施設使用料のみでしたので、それにつきましてコート使用料、夜間照明料ということで分けまして、ナイター照明の夜間照明料金を町民1,080円、町民以外2,160円ということでお願いするものでございます。よろしく審査の方お願いいたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

説明が終わりました。ただいまから質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。山口委員。

**○委員（山口憲一郎委員）**

それでは質問をさせていただきます。照明料が上がるということですけども、結局、町民と町外が例えばグラウンド使用料の場合、倍で来とるわけですよ。この照明料については平等と一緒に例えば1,000円なら1,000円上げることはできんやったのかなっていう。これは町民としては値段は安い方が良かことは良かと思うんですけども、バランスがやっぱり町民は580円、町外は1,080円、その根拠はどのように決めたのかお伺いいたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

山口課長。

**○生涯学習課長（山口利弘君）**

従来のグラウンドのナイター照明灯、またテニスコートにつきましても夜間使用料の部分で町民、町民以外ということで分けさせていただいてますので、今度のフットサル場につきましても同様の考え方で算定をいたしております。1,080円の根拠でございますが、月間のナイターの使用時間を45時間ということで推計してます。これにつきましては通常1回当たりのナイター使用時間が通常の場合2時間ということで、ひと月、30日になりますが、稼働率を75%ということで45時間とさせていただいております。これにつきましては近隣の民間のフットサル場での最大での使用稼働率が75%、大体月2、3日ということであったことから稼働率75%ということで算定を

しております。それと電気代につきましては45時間での電気代168円で算定しております。それと利用料につきましては、今回、設計監理費及び工事費、その合計額から今年スポーツ振興くじ助成事業で補助金もらっておりますので、その金額を除いた分をナイター設備の耐用年数掛ける12か月掛ける45時間というふうなことで算定をしまして、利用料を916.5円というふうなことでしております。これは使用料を改正するときの公平性の担保ということでお願いしたものですから補助金の分は除いたところでさせていただいております。電気代と利用料の合計が1,084.5円ということになりましたので、消費税込みですね、それで1,080円ということで、町民の方はさせていただいております。町民以外の方につきましては、先程御説明申し上げたとおり2倍ということで、他もなっておりますのでそのように2倍ということで2,160円というふうなことでさせていただいております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

今、totoの助成があったということですが、まず工事費の金額とその助成金の金額をお教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

設計監理費が259万2,000円、工事費が1,999万800円、スポーツ振興くじの助成金が1,268万5,000円になっております。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

その工事費も含めて年間稼働率等の算出というふうには伺ったんですけども、ナイター設備、近隣のことはちょっと私もよく分からないんですけども、近隣の自治体もこういうナイター設備の時間の使用料というのはこの程度のものなのかどうか伺います。

○委員長（岩永政則委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

公立での野外のフットサル場というものは県内にはありませんで、全て民間の施設というふうなことであります。それで長崎市営サッカー場の料金なんですけども、2時間単位でなっておりますけども、1時間当たりに直しますと夜間照明料が3,934円となっております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

今、課長が御説明申し上げたように松山の陸上競技場がサッカー場としてはかなり広い形なんですけども、面積的に換算すると大体今のうちのフットサルコート場と同じぐらいの金額になるということで、今回1,080円という形の金額を決めさせていただいております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

分かりました。そうしますと冬の時間帯と夏の時間帯というので照明をお願いする開始時間が変わってくるかと思いますが、最大ナイターの利用時間というのは例えば夜間で10時までとか、そういった取り決めに教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

今回、条例が通ってから規則改正の方で利用時間については上げる予定にしておりますが、利用時間につきましては午前9時から午後10時までということで上げる予定にしております。ですから夏場は結構7時半ぐらいまで明るいですので、7時半から9時半とかの利用ですね、また冬場につきましてはもう5時から7時、7時から9時といったふうな利用を想定いたしております。

○委員長（岩永政則委員）

他に。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

本会議の質疑の中で利用状況ということで182件の555時間ということで答弁をされておられましたけれども、これは照明が無い時点での件数ということで、今後どのぐらいの見込みを、全然分からないでしょうけど見込んでいるのかということと、それと大体町内と町外の割合っていうのはどの程度のものになってるんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

利用見込みの方なんですけども、平成27年の年間利用者数が昼間だけなんですけど、939名、28年度が3,161名ということで、増加傾向にありますので、当然、ナイター設備の設置を伴いますともっと利用が増えるということで考えております。また、町内、町外につきましてはなんですけども、平成28年度の利用件数で言いますと町内が71.9%、町外が28.1%という実績が出ております。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑はありませんか。

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

料金等は理解できましたけども、運用の中でふれあい広場とか鍵の受け渡しで照明関係やってるかなというふうに思いますけども、今回のフットサル場はどういった運営形態なのか教えていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

コイン式といいますか、カード式ですね。ICカードでの認識になるかと思いますが、それでうちの方に来ていただいて、その貸し出しということで考えております。

○委員長（岩永政則委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

1月1日から施行ということになりますけども、もう予約取られてるのかなと思いますけども、そこら辺はどのような状況になってるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

現時点ではこの条例を結審していただいた後でないと動きができませんので、それに合わせまして規則の改正で使用時間も変えたところで運用を開始したいというふうなことで考えております。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。いいですか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

周辺にふれあい広場がありますよね。照明がありますよね。先程フットサルのコート、市営のサッカー場との比較は話していただいて、町内の照明施設を備えた運動場、こういった所の使用料との比較と、あと実際電気をつけたときの電気料とかが1時間どれくらいになるのかっていうのがもし分かれば2点お願いします。

○委員長（岩永政則委員）

山口課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

夜間照明料の比較になりますけども、テニス広場の夜間照明料が、町民が540円、町民以外が1,060円、それとグラウンド、ふれあい広場、天満宮等ですけども、半面の料金ですが町民が2,160円、町民以外が4,320円ということで税抜きでちよ

うど500円、1,000円、2,000円というふうな金額比になりますので妥当だろうということで考えております。それと電気料ですけれども一応月45時間使用ということで算定をしておりますので、40時間使用の場合が1時間当たり168円ということで、9年度からのモデル資料がありますのでそれを採用させていただいております。

**○委員長（岩永政則委員）**

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第77号長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（岩永政則委員）**

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。議案第78号平成29年度長与町一般会計補正予算（第4号）の件を議題とします。本案は今回から部単位に行うということによりよくお願いをしたいと思っております。

それから質疑に入りましたら、今聞こえておったと思いますが、歳入を初めに質疑をしまして、課別じゃなくしてもうぶつ込みで歳入を行った後に歳出をまとめて質疑をするということにしていきたいというふうに思います。

それでは本案についての提案理由の説明を求めます。

始めに山本課長、続いて終わり次第、3課の課長が説明をお願いをしたいと思っております。

**○総務課長（山本昭彦君）**

それでは一般会計補正予算（第4号）の総務課所管について御説明をさせていただきます。総務課所管につきましては人件費に関する補正でございます。

まず、一般会計補正予算（第4号）に関する説明書の38、39ページをお願いいたします。補正予算給与費明細書でございます。特別職に関する補正でございます。39ページの1番下、比較の欄、右から3列目の共済費14万3,000円でございます。これは特別職共済組合負担金の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして次の40、41ページお願いいたします。こちら一般職の補正になります。まず上の表ですが比較の欄の給与費の給料で1,770万7,000円の減額、職員手当

で414万3,000円の減額、合わせて2,185万円の減額を予定しております。その他に右のページの共済費139万7,000円の減額がございます。下の表になりますが職員手当の内訳になります。管理職手当、通勤手当、期末手当が減額補正、その他、管理職員特別勤務手当を除く各々の手当で増額補正となっております。これは人勸、人事異動に伴う人件費、各課の時間外勤務手当の増額分と育児休業中の職員の期末手当等の不用額による減額を合わせて414万3,000円の減額となっております。

42、43ページをお開きください。こちら給料及び職員手当の増減額の明細でございます。給料につきましては、給与改定に伴う増減分が給料の増減率0.2%の162万円の増額で、給与の改定実施時期は平成29年4月1日となっております。その他の増減分につきましては、職員の採用、人事異動と育児休業による増減によるもので、1,932万7,000円の減額を見込んでおります。これらを合わせまして1,770万7,000円の減額となっております。下の職員手当につきましては、こちら制度改正に伴う増減分で勤勉手当0.1月分の増による620万4,000円の増額、その他の増減分で先程説明しました各課の時間外勤務手当の増額分、それと人事異動に伴う扶養手当、住居手当の分、それと育児休業者の職員手当不用額分を減額した1,034万7,000円を減額をいたしまして合わせて414万3,000円が減額となっております。

次に44、45ページです。こちら給料及び職員手当の状況でございます。職員1人当たりの給与を今年の1月と10月とで比較をしたものでございます。45ページは級別職員数を表したものでございます。人件費に係る全体の説明は以上でございます。

次に総務課の独自要求分ということで説明をまいります。歳出の14、15ページになります。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございますけれども、こちら総務課所管は人件費に係る分でございます。先程説明をいたしました情報管理室を含む総務課、秘書広報課、契約管財課に係る人件費の補正で、2節給料が198万6,000円、3節職員手当等が161万5,000円の増額、4節の共済費が336万1,000円の増額補正となっております。続きまして、20、21ページをお開き願います。2款総務費4項選挙費1目選挙管理委員会費2節給料3節職員手当でございます。こちら制度改正に伴います人件費で、給料で5,000円、期末手当、勤勉手当で4万4,000円の増額と共済費の方で17万2,000円の減額、合わせて12万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上が総務課所管の説明でございます。よろしくお願いたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

井川課長。

**○契約管財課長（井川勝信君）**

それでは契約管財課所管分を御説明をいたします。歳出の16ページ、17ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費5目財産管理費でございます。12節の役務費32万円の増額をいたしております。27節公課費、これは自動車重量税でございます。

ますが4万5,000円の増額のお願いをしております。内容につきましては当初予算で4台分計上漏れをしていたということでございます。申し訳ございませんがよろしくお願いたします。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

続きまして、地域安全課所管分につきまして御説明させていただきます。今回の補正につきまして歳入で消防施設整備事業債と歳出で交通安全対策費と消防施設費の増額に係る補正でございます。それでは長与町一般会計補正予算（第4号）の6ページをお開きください。第3表の地方債補正でございますが、消防施設整備事業の全国瞬時警報システム整備事業におきまして、対象事業の充当起債額の計上による起債の限度額450万円の増額の補正でございます。

次に歳入でございますが、長与町一般会計補正予算（第4号）に関する説明書の10、11ページをお開きください。20款町債1項町債3目消防債1節消防施設整備事業債の450万円は地方債補正で全国瞬時警報システム整備事業におきまして、Jアラート新型受信機及びJアラート自動起動装置のシステム更新事業の起債対象額となっております。緊急防災減災事業で充当率は100%で交付税措置率は70%となっております。

次に歳出でございますけども、16ページ、17ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費7目交通安全対策費11節需用費の537万4,000円は防犯灯修繕に伴うLED灯への切替修繕分を計上しております。対象本数は約300基を予定をしております。通学路を中心に設置を考えております。

次に32、33ページをお開きください。9款消防費1項消防費2目消防施設費15節工事請負費508万2,000円のうち50万円が消火栓の改修工事分で、場所につきましては長与中央線の長崎銀行前の交差点内に設置されています消火栓でございます。また、全国瞬時警報システム整備事業費の458万2,000円はJアラート新型受信機241万2,180円とJアラート自動起動装置216万9,720円でシステム更新工事費分を計上しております。消防庁では情報伝達に要する時間の短縮や特別警報等の伝達情報の充実が可能となる新型受信機の導入を行い、平成31年度からは新型受信機のみによる緊急情報の伝達を計画しております。歳入の合計が450万、歳出の合計が1,045万6,000円となります。以上が今回の地域安全課所管分として補正をお願いするものでございます。御審査のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりました。それでは歳入から質疑を受けていきたいと思います。

質疑ありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

10、11の消防債の部分ですけれども、Jアラートの新型システム更新工事費というのですが、これは定期的に今後もシステム更新という面ではこれからもこういうことがあるというふうに考えてた方がいいのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

今回の更新でございますけども、実はこのJアラートの能力がJアラート3というのを今使っております。今回Jアラート4という形で新しく更新をします。主な内容としては情報伝達の量が多くなったことによる能力のアップと、それから気象情報等もかなりこの情報量が増えておりますので、それに対応するためのものがございます。今後こういう更新が行われるかちょっとまだ未定ではございますけども、平成31年度以降はこの新型のみの受信となりますので、本来なら31年、30年までで更新をすればいいんですけども、消防庁の方からなるべく早期に更新をお願いしたいという要望がございます。今回の補正でお願いしております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

それでは歳出にまいりたいと思いますが、16、17。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

契約管財課の方の御説明の中で自動車損害賠償責任保険等々の計上漏れだったということで御説明があったんですが、当初予算が4月、3月頃組んで12月ですよ。これはもう実質的にはもう契約がされてたのかどうか。というのが、もし契約されてなかったとすればかなりの期間そういった保険等とか適応されなかったものなのか。ちょっとこの辺りがどういうふうにしてこういう計上漏れが起きてしまったのかをお願いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

この分につきましては車検時期っていうのがございまして、既に車検が来て支出済みの分もありますし、まだ時期が来てない分もございます。内容については1年車検を2年と捉えてたことによる間違いでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今の御説明だと1年車検だったものを2年だったというふうに思ってた、これは要するに貨物自動車4ナンバー車を通常の普通乗用車5ナンバーとその辺りの確認がちょ

っとミスしとったということなんですか。

○委員長（岩永政則委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

そのとおりでございます。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

17ページの地域安全課所管の需用費ですね。中程の修繕料、防犯灯のLED化の件についてお尋ねしたいと思うんですけども、これは数年前からLED化ということで予算も組まれて順次変わっている事業かと思っておりますが、この300基分、通学路を中心にということで補正を組まれたってということは、当初の分で足りなくて早急にしなきゃならないというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

今回の補正でお願いしてる分なんですけども、実はLED化の事業ということで小学校区毎に5年計画で今進めております。確かにLED化をずっと進めておりますけども、実は29年度が3年に1回、全蛍光灯の部分が交換をする時期ではございましたけども、LED化事業と並行しながらやってきたところでございます。今回は特に球切れが結構多い年でありまして、その際も、もうLEDに変えることによって、また次の球切れまでするというよりもこの方が効率的ではないかなという判断をいたしまして、通学路でまだ未設置の所に、まだLEDに交換してない所もありますんで、もし球切れ等が発生したらLEDに変えていきたいということでございます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

今、現在蛍光灯の部分で、今年度私の近隣でもかなり集中して球切れが発生しているようで町内全体でもというふうに所管の課の方からお伺いしておりますので、それに伴ってもう随時、先にとということで、特に通学路は早目に取り替えていただくことがいいかと思っておりますので、通学路を中心にそういった球切れ等に対応してもう早目に、通学路限定じゃなくてそういった形で進めていくということによろしいでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

そのように考えております。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

ちょっと参考までにですけども、5年計画でLEDに取り替えをずっとされてるということなんですけど、今年度この補正で300基対応するということですが、従来のこの蛍光灯式は実際これを済ませたとしてどれくらい数がまだ残るもんかですね、そこら辺分かっておられればお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

永野補佐。

○課長補佐（永野英明君）

お答えします。現在、長与町内に防犯灯が約3,700基ございます。今のところLEDに交換しているのが2,150基余りで約6割が今LEDに交換が完了している状況でございます。議員御指摘の5か年計画でということでしたけれども、去年、平成28年度に高田小、本年度洗切小、そして来年度北小をする予定にしておったんですけども、残り本数からいって北小、南小、長与小の3年間で2年間で前倒しで4年間ですってしまった方が電気代削減などにもつながりますので、4年間での計画に変更をしようかと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

分かりました。是非早く対応していただきたいと思います。ちなみになんですけど、この一番新しい北陽台、榎の鼻の区画整理の団地なんですけど、ここはどちらで対応されてるんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

永野補佐。

○課長補佐（永野英明君）

お答えします。道路供用開始とかとあわせて108灯あるんですけども、全てうちのほうで所管をしております。地域安全課の、町の方ですね。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この防犯灯について蛍光灯で対応されているのか、LEDで対応されているのか。

○委員長（岩永政則委員）

永野課長補佐。

○課長補佐（永野英明君）

全てLEDの防犯灯になっております。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。いいですか。

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

LED関係ですけれども、当初目論んでいた費用対効果っていうもので、どの程度電気料金関係が低くなってきてるのか、そこをお伺いします。

○委員長（岩永政則委員）

永野課長補佐。

○課長補佐（永野英明君）

電気料金等につきましては、例えば高田越のトンネル、それから町道を照らす水銀灯、団地内にある防犯灯、全て地域安全課の方でお支払いを九電にしておるんですけども、毎月大体150万前後これがずっと続いてたんですけども、今、実際ですね150万をちょっと切るぐらいで効果としては数字では見えてないんですけども、1つの要因としては高田越トンネルとか前は少し間隔があったんですけども、あれを全灯つけるようにしまして、そちらの金額等が少し上がっておりまして、その部分とあと新設ですね、新設なども含めまして防犯灯の総数は増えていってるんですけども、電気料金はちょっと横ばいから微減ぐらいの状況でございます。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今、高田越のトンネルの話が出たので、私も毎日あそこ通るんですけども、えらい最近きれいになったなと思って、職員の意識が相当変わったのかなと思って眺めとったんですけども、LEDに変わるとるわけですね。その事業費はどこがされたんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

永野課長補佐。

○課長補佐（永野英明君）

あそこのトンネルは長与都市開発事業所、高田の区画整理事務所ですね、あそこからの委託を受けて土木管理課の方でしております。LEDではございません。あそこは。

○委員長（岩永政則委員）

他にございませんか。

無いようでしたら質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

総務部関係を終了をいたします。お疲れさまでした。

11時35分まで休憩をいたします。

（休憩 11時25分～11時31分）

**○委員長（岩永政則委員）**

休憩前に引き続き委員会を行います。ただいまから企画財政部の審査をいたしたいと思えます。本案について各課長からの提案理由の説明を求めます。

最初に荒木課長。その前に久保平部長、何かありませんか。

久保平部長。

**○企画財政部長（久保平敏弘君）**

失礼いたしました。特に具体的なものはございませんけれども、本日もどうぞよろしくお願いをいたします。以上でございます。

**○委員長（岩永政則委員）**

引き続きまして荒木課長。

**○政策企画課長（荒木隆君）**

それではよろしくお願いたします。平成29年度補正予算（第4号）政策企画課分について御説明を申し上げます。説明書の6、7ページをお開きください。13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金の地域活性化補助金ですけれども、地方創生推進交付金131万円を計上しております。これは充当先としては健康ポイント制度に関する事業でございます。地元企業ですとか商店、大学などと連携をしまして、歩くことを中心とした健康長寿のまちづくり事業として、今年度を含む3年間の計画を国の方に申請をいたしまして、11月7日に今年度分の交付決定を受けたものでございます。

続きまして歳出です。説明書の16、17ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費8目企画費でございます。8節報償費それから9節の旅費、いずれも町制施行50周年記念事業に係る実行委員会の委員の報償及び費用弁償でございます。本町は昭和44年1月1日に町制施行をいたしまして、平成31年1月1日に50周年を迎えます。記念すべき節目の年を迎えるに当たりまして、町民の皆様とこれを祝うための記念事業を実施したいと考えており、現在、庁舎内部の検討委員会で事業の検討を行っているところです。案が固まり次第、町民の方々を交えました実行委員会で記念事業を決定していきたいと考えております。委員の構成といたしましては町長を委員長としまして、副町長、教育長、関係部局長のほか、住民代表5名を想定しております。報償費は1人7,000円の5名分で3万5,000円、費用弁償は1,000円の5名分で5,000円を計上しております。以上が政策企画課分でございます。

**○委員長（岩永政則委員）**

説明が終わりましたので、続いて田中課長。

**○財務課長（田中一之君）**

それでは引き続き財政課所管の分について御説明申し上げます。説明書の8ページ、9ページの方をお開きください。16款寄附金1項寄附金7目ふるさと長与応援寄附金ということで1,800万、今回補正で計上いたしております。当初に2,000万を計上しておりますので、現計予算としては3,800万となっております。歳入に関して

は財政課のほうで計上いたしておりまして、歳出に関しては産業振興課の方で計上をいたしております。参考までに歳出に関しては需用費、役務費ですね、返礼品の購入費用と送料、あとシステム利用料を合わせて900万程度歳出で計上しております。給付金総額の2分の1程度が経費ということで支出をされることとなります。続きまして、18款繰越金1項繰越金1目繰越金、こちらは今回の4号補正の財源調整のための計上になっております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

荒木税務課長。

○税務課長（荒木秀一君）

それでは税務課の所管分につきまして御説明を申し上げます。補正予算（第4号）に関する説明書の18、19ページをお開き願います。中段程の2款2項1目税務総務費3節の職員手当のうち時間外勤務手当74万9,000円の増額の計上でございます。この主な要因といたしましては、確定申告情報のデータ連携に伴う新たな事務の発生、それから固定資産の評価替業務に伴う事務の増によるものでございます。補正後の予算額は842万2,000円となりまして、前年度比では414万5,000円の減額となっております。税務課の所管分は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（岩永政則委員）

それでは質疑を受けたいと思います。

歳入の部から質疑を受けますが、質疑ありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

9ページのふるさと長与応援寄附金で、1,800万を見込んでの増額ということですけれども、この根拠というのはどういうふうなところから算定をされて1,800万になったのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

田中課長。

○財務課長（田中一之君）

こちらの1,800万につきましては、産業振興課の方と協議をいたしまして、12月末までに、本当は3月まで受付するんですけども、1番ピークとなる12月末までに3,800万程度の寄附の見込みがあるということでその額を計上いたしております。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

では今現在、どのくらいの寄附金があるのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

田中課長。

○財務課長（田中一之君）

詳細については産業振興課の方にお伺いしていただきたいんですけども、私が今現在聞いてるところでは12月に入ってもう既に3,000万程の寄附金があつてということなので話を聞いてございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。いいですか。それではまた気づいたら後ですね。

続いて歳出について質疑を受けます。質疑ありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

町制施行の記念事業の委員報償費ということで上がっておりますが、住民代表5人ぐらい一緒にとということですが、この住民代表は公募制かなんかでされるんですか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

現段階で想定してますのは、今、庁舎内部でこんな事業はどうだろうかということを検討しております、その事業の分野に近い方々、例えば文化とかスポーツ、それ以外にもコミュニティだったり自治会だったり住民の方々の参画を想定しております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

この委員会とかいうところに入られている住民の方代表っていうのが偏ってきているっていう話もよくございます。そういう意味では専門的な知識があるところのというのはあるかもしれないんですけども、やっぱり幅広っていう観点からある程度長けた人というのはこちらの情報だけではなくて、プラスやる気がある人、やる気がある部分というのも必要かと思うので、1度ぐらいその公募ということも考えてみられる必要もあるんじゃないかなと思うんですけども、これは透明性を図るという意味でも必要なんじゃないかと思えますけど見解を伺いたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

久保平部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

いろんな、さまざまな委員会等ございまして、委員が偏ってらっしゃる。もしくは外部委員と言いながら同じメンバーが出てらっしゃるということについて、いろいろ議論がございまして。おっしゃるとおり公募委員というのも一定必要な部分もございまして。ただ今回はやはり具体的な事業というものをすぐ目の前に、時間が無い中で構築していくということがございまして、先程課長が申し上げたとおりやはりスポーツだとか文化

とか、そういった他団体の例を見ても冠をつけてそれをより盛大にやるとか、住民の皆さんの記憶に残るような形で進めていくということですので、まだ正式に決めてるわけではないんですが、私どもの今の考えとしては課長が申し上げたとおりのことを想定をしていると。例えば過去にもありましたけれども、総合センターの基本構想の策定ですね、今後どういった町づくりをしていこうか。町がどういう方向をつくっていこうかと、住民の皆さんと一緒にやっていこうかと、そういったある意味幅広い計画策定などにはやはり公募委員が必要だと思います。ですから現基本構想策定時にも公募委員に入っていてワークショップを実施をいたしましたし、ですから内容によっては公募委員を今後とも広く協力をお願いしていきたいと考えております。ただ今回の50周年記念事業につきましても、ある程度具体的な事業構築という点からそれぞれの領域もしくは分野で、一定、知識と経験がおありの方にお願ひしたいと考えているところでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

施行50周年の日程についてでございますけれども、31年の1月1日が50周年ということでございますけれども、内容については先程も具体的なことは委員会等でまだ話し合われるということでございますけれども、日程的には31年の1月でよろしいんですか。お祝い事はそれでよろしいんですか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

事業の概要、スケジュールといたしましては、まずは30年の12月まで、この期間に町制施行50周年であることをPRするような企画ですとか、広報周知を図っていきたくて思っております。その後、31年1月が50周年を迎えますので、その後1年間をかけて記念事業ですとか、冠をつけた事業というものを行っていきたくてというふうに考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

先程のところに関連なんですけれども、その委員会の中で話し合われたこととか、揉んでいること、そういうものの公表というのはどういうふうな方法でされるのか。随時公表が必要かと思っておりますけどいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

まずは今年度、今回補正をお願いしております1回開催をしたいと思っております。その後も来年度も数回開催を予定しておりますけれども、その中である程度方向性といえますか、固まった段階でこういったことを今検討してるんですとか、こういったことをやっていきますということを周知をしていきたいと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

具体的にというのは現段階ではなかなかお答えづらいかもしれないんですけども、どのような方法で、どのような手段でされるんですかね、例えば広報だったりとか、そういうものが手段としてはツールとしてはあるかと思っておりますけれども。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

まずは即時性を考えるとホームページかなと思っております。掲載するタイムラグがあまり無いようでしたら広報紙も合わせて検討していきたいと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じく町制施行50周年記念事業のことでお伺いをしたいんですが、先程の説明でありますと平成31年の1月から1年間かけていろいろという説明でしたので、解釈とすれば1つどんとやるんじゃないかと、1年間かけて複数の事業をやっていくという捉え方なのか。イメージが湧かないのでもう少し分かりやすく説明いただけないでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

これまでの30周年ですとか、40周年の際もそうだったんですけども、現在やっている事業を充実して50周年という冠をつけて行っていくというものは、それぞれの時期、例えば体育祭だったりソフトボール大会だったりに実施をしたいと考えております。それから記念式典のようなものも30年、40周年のときも実施をしておりますので、こういったものも時期をみて開催をしていきたいというふうなスケジュール感でおります。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

具体的な内容については、今から検討委員会を立ち上げて町民の方も交えて進めてい

くということは理解するんですが、町としてまずはやはり目玉といたしますか、今回この50周年事業というのは、こういったことをスローガンとして考えたいなというような何かまず柱的なものはあるんじゃないかと思うんですけど、そういったものはもう決定じゃないでしょうけども、構想として考えているものは無いのかどうか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

町として考えておりますのは、これまでの歴史を現代に受け継ぐということと、未来へつなぐというための取り組みを行っていきたいということですね。それと町民の皆様の郷土愛を育むような記憶に残る事業を展開していきたいというふうに考えてます。これ町としての考えでございまして、1つのまだ案なんですけども、町民の皆様からキャッチフレーズなんかを募集してはどうかということも現在検討をしております。

以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

50周年記念等が今出てますんで、その内容を大方固まった場合、議会等への説明はされるのか、されないのか、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

どういう場になるか分かりませんが、そういう場がもし設けることができれば御説明申し上げたいと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

補足といいますかちょっと私の方から申し上げたいんですが、今、庁舎内で一定幅広く若手の職員も含めましてさまざまな案を募りまして、そこで一定取捨選択をして実現可能性のあるものですね、それとか効果的なものなどで何となく事業案みたいなやつがございまして。これはあくまでも庁舎内部での検討の話ですので、今、予算でお願いしております外部委員の方を交えてその妥当性なども検討していただくに加えて、その外部委員の方から新たなプランなども募りたいというふうに思っています。そこで一定具体的なものが出揃ったどっかの段階で議員の皆さんにもお示しをいたしまして、当然、議員の皆さんにもこんなことどうってというようなお考え等もあられると思いますので、そういった計画案などもできるだけ採用させていただきながら、課長が先程申し上げた

ようにやはり30年、40年とは違って半世紀50周年ですので、郷土愛もしくは住民の皆さんに長く記憶に残るような事業ができないかということで、今後とも努力してまいりますので、議員の皆さんも例えばこんなのだらうということがおありでしたらちょっとそれを育てていただければと思います。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今、部長より議員の意見も参考にしていきたいというようなことであつたんですが、どうなんですか、具体的に言える場というのをどういうふうに設定をしていただけるかとか、そういうところで。

○委員長（岩永政則委員）

久保平部長部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

まだ今の段階でいつ頃っていうことが明言はしづらいんですけども、内部で検討すると、外部の委員も含めたところで固まりつつあると、どこかの段階で議員の皆さんにもお示しをしてそこでプラスアルファといいますか、それまでに無かったようなものがあるかもしれないし、それをこうした方が良く、より効果的な処方などもあるかもしれないので、そういった形での御意見等を賜ればと思つてるところでございます。ですから、タイミング的にはまだはっきりしませんけれども、とにかくできるだけ早い段階で住民の皆さんにも周知を図りたいと思います。ですからカウントダウンのボードなども今考へてるところでございます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

先程金子委員から実行委員会での審議の過程の公表ということで御質問がございまして、一定程度進んできたところで公表ということをお願いしたんですけど、よくよく考へてみて予算との兼ね合いとかもあるのかなと思ひまして、決定したものという形での公表になっていくのかなと。予算も取れてない段階でこんなことやっていきますっていうふうには言えないのかなと思ひましたので加えさせていただきます。

○委員長（岩永政則委員）

いいですかね。それでは質疑を終了いたします。企画財政部を終わります。

1時10分まで休憩をいたします。

（休憩 11時56分～13時09分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは時間になりましたので、休憩前に引き続き委員会を再開をしていきたいと思

います。ただいまから住民福祉部の審査をいたします。本案について各課長から順次、提案理由の説明を求めます。

細田課長。

#### ○福祉課長（細田愛二君）

平成29年度長与町一般会計補正予算（第4号）の福祉課所管分について御説明をいたします。今回の補正につきましては、障害者福祉に関する給付費、システムの改修費用並びに臨時福祉給付金の精算に係る補正でございます。

まず歳入でございますが、説明書の6、7ページをお開き願います。13款1項1目1節社会福祉費負担金のうち障害児入所給付費等国庫負担金と同じくその過年度精算分が福祉課所管でございます。放課後等デイサービスの給付見込みによる増額と前年度実績に基づく国庫負担金の増額分で、国庫負担率は2分の1となっております。続きまして13款2項2目1節社会福祉費補助金の障害者総合支援事業費補助金ですけれども、こちらは障害者総合支援法の改正によりまして来年度から新たなサービスが実施されることに伴いまして、システム改修が必要となることから改修費用にかかる国庫補助分となります。こちらでも2分の1の国庫補助でございます。続きまして、14款1項1目1節社会福祉費負担金のうち障害児通所給付費等負担金と、同じくその過年度精算分が福祉課所管分でございます。国庫負担金同様、対象事業の給付費増によるものでこちらは県費負担率が4分の1となっております。

続きまして歳出になります。22、23ページをお開き願います。3款1項2目12節役務費は、障害児通所給付の増額見込みに伴います支払事務手数料の増額分でございます。その下の13節委託料につきましては、先程歳入のところで御説明いたしましたけれども、法改正に伴いますシステム改修の委託料でございます。20節扶助費の障害児通所給付費につきましては、放課後等デイサービスなどの給付が当初見込みよりも大幅に増えていることと、今年度9月に新たに1事業所が開設をしたことによりまして、今後の給付額を見込んでの増額補正をするものでございます。23節償還金利子及び割引料のうち過年度自立支援給付費国庫返還金とその下の県費返還金が福祉課所管でございます。これは平成28年度の実績に伴います国費と県費のそれぞれの返還金でございます。続きまして1番下の6目23節償還金利子及び割引料でございますが、こちらは過年度実施分の臨時福祉給付金事業の実績に伴います事務費に係る分の返還金、それと給付金に当たる事業費の返還金でございます。以上が今回福祉課所管分として補正をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員長（岩永政則委員）

続いて、村田課長。

#### ○こども政策課長（村田ゆかり君）

それではこども政策課につきまして御説明をいたします。今回の補正につきましては大きく4点ございます。保育園並びに放課後児童クラブ関係補助金の増額、国庫並びに

県費負担金の追加交付または返還金の関係、3点目が養育医療費給付費の増加、4点目が産休に伴う代替職員に係る経費の計上です。それでは説明書の6ページ、7ページをお開きください。11款1項2目1節の保健衛生費負担金1万9,000円がこども政策課所管です。未熟児で生まれた赤ちゃんに対する養育医療費の自己負担分になります。13款1項1目2節の保育所運営費負担金1,574万1,000円がこども政策課所管分です。国庫負担金の過年度精算に伴う追加交付になります。次に2目1節の保健衛生費負担金87万7,000円がこども政策課所管です。養育医療費に対する国庫負担金で現年度分の増額計上分が73万8,000円、過年度分の精算追加交付分が13万9,000円、補助率は2分の1となっております。次に2項2目2節の児童福祉費補助金2,332万1,000円がこども政策課所管分です。保育所等整備交付金は、資材高騰に伴う補助基準額の改正に伴う増額でわかば保育園の建て替え分となっております。こども子育て支援交付金は、放課後児童クラブに対する運営補助金の増額と高田小地域の施設整備費に対する工事費に対する国庫補助金で補助率は3分の1となっております。14款1項1目2節の保育所運営費負担金1,013万9,000円がこども政策課所管分です。いずれも県費負担金の過年度精算に伴う追加交付です。保育所運営費負担金が補助率4分の1、施設型給付費が2分の1県費負担となっております。次に2目1節の保健衛生費負担金43万8,000円がこども政策課所管です。国費同様、現年度分の増額計上費が36万9,000円と、8、9ページにいきまして、過年度分の精算追加交付が6万9,000円となっています。次に2項2目2節の児童福祉費補助金96万9,000円がこども政策課所管です。放課後児童健全育成事業補助金は、ひとり親家庭への学童クラブの保育料に対する補助の上限額を3,000円から5,000円に増額することに伴う県費補助金の増額です。2分の1県費負担金となっています。こども子育て支援交付金は、国費同様、放課後児童クラブ運営費補助金に対する県費補助金で補助率は3分の1となっています。次に17款2項4目1節の地域福祉ボランティア基金繰入金283万9,000円がこども政策課所管です。国の保育所等整備交付金が増額されたことに伴い町の負担額も増額となっております。交付金に対し町の負担額は8分の1となっており基金を活用しております。次に19款5項1目1節雑入のうち養育医療費返還金46万2,000円がこども政策課所管です。未熟児養育医療費の自己負担金のうち福祉医療費相当分となっております。歳入は以上です。

次に歳出を御説明いたします。22ページ、23ページをお開きください。3款1項2目23節のうち1行目の過年度在宅福祉事業費補助金県費負担金と2行目の過年度障害者医療費県費負担金がこども政策課所管です。いずれも28年度補助金実績に伴う県費返還金となっています。次に24、25ページをお開きください。3款2項は全てこども政策課所管です。1目児童福祉総務費15節工事請負費は、高田小校区における放課後児童クラブの整備工事費です。19節の1行目、放課後児童クラブ運営費補助金18万8,000円は国庫補助基準額の増額に伴うものです。2行目のひとり親家庭等児

童助成事業補助金は、放課後児童クラブの保育料に対する補助金上限額を3,000円から5,000円に増額計上するものです。3行目の保育所等整備交付金は、資材高騰に伴う補助基準額の改定に伴い増額するものです。次に23節はいずれも28年度補助金実績に伴う国費並びに県費返還金です。次に2目19節は保育士の処遇改善に伴う不足見込分をそれぞれ計上をいたしております。

次に26、27ページをお開きください。4款1項3目母子衛生費がこども政策課所管です。4節共済費と7節賃金は産休代替職員の雇用に伴うものです。3月5日から母子保健係の保健師が産前休暇に入る予定です。20節扶助費は2,500グラム以下の低体重の未熟児に対する養育医療費で、今年度は小さく生まれている赤ちゃんが多いため増額をお願いするものです。以上がこども政策課所管分としてお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（岩永政則委員）**

説明が終わりましたので、これから一括して質疑を行いたいと思います。

歳入の部から質疑を受けたいと思いますが、質疑ありませんか。6、7ページですね。次が8、9ページですね。ないですか。

そしたらまた出てきたら後で受けたいというふうに思いますが。

続きまして歳出の方に移りたいと思います。22、23ページからですね。

中村委員。

**○委員（中村美穂委員）**

障害児通所給付費ですね。23ページの上から3段目のところなんですけども、放課後デイサービスの利用者が増えたことと、事業所が1つ増えたということなんですけど、実際にどれくらいの人数、利用者が増えているのか教えていただきたいと思います。

**○委員長（岩永政則委員）**

細田課長。

**○福祉課長（細田愛二君）**

前年同時期での9月末時点とか、ちょっと昨年度の分が出してないんですが、率で言いますと予算の見込みでいきますと、半年で既に執行率が67%を超えておりまして、それとちょっと先程申し上げましたけども1事業所が増えたということで、これで見込みを立てまして増額をお願いするものでございます。ちなみに28年度末のこの障害児通所給付費に係る給付の延べの件数になりますけれども、28年度末では2,514件でございます。そして、10月末現在になりますけれども、こちら今年度の利用件数が延べで1,856件となっております。

**○委員長（岩永政則委員）**

他に質疑ありませんか。

金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

25ページの児童福祉運営費19節の分なんですけど、先程処遇改善見込みとおっしゃってたんですけども、その内容をもうちょっと詳しくよろしいでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

29年度は保育士の処遇改善ということで、全体が2%増額、1人当たり約6,000円ですね、それにプラスをしましてキャリアアップっていうのが新しく29年度からできまして、技能とか経験年数に応じて3年以上経験の方が5,000円、7年以上経験の方が月額4万円という増額の処遇改善というのが今年度から新たに新設をされております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

23ページの障害者福祉システム改修業務委託料、本会議の中でも質疑があつてましたけれども、再度、この部分の概要を、どういうふうにするのか。ここをお願いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

障害者総合支援法の法改正が行われまして30年4月からの施行になりますけれども、内容としましては3つのサービスが増えるということになっております。現在、障害者の管理システムで障害者の方々の給付費等を管理してるところなんですけれども、そのサービスが増えるということで、その分のシステム改修が必要になるということになります。3つのサービスが増えるんですけども、1つ目が就労定着支援ということで、これは就労定着支援の事業所の方から職場、家族、関係機関等への連絡調整を行ったり、職場、自宅に訪問してそれぞれ対象者の方々の生活リズムや体調などの指導や助言を行ったりするというような支援のサービスになります。そして2つ目が自立生活援助といひまして、こちらのサービスは、ひとり暮らしに不安を持つ障害者の方々に対しまして、定期的に訪問をしまして生活状況を確認してアドバイスを行うサービスということになります。3つ目が居住訪問型児童発達支援サービスということになりますけど、こちらは重度の障害をお持ちの障害児の方に対しまして、障害児通所支援を利用するために外出が困難な児童もいらっしゃいます。そういった方々に発達支援が提供できるように障害児の居宅訪問をして発達支援を行うサービスということになっております。こちらの3つのサービスが増えるということでのシステム改修になります。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

本会議よりも詳しくお答えをいただいたんですけども、平成30年の4月から実施で、今お聞きしますと、今まで以上に福祉の事務が増えるんじゃないかなと思うんですが、このシステム改修を行ったあと実際のそういった事業を行うのは、町の方でやるのかそれともどこか委託するという形になるのか。この辺りのどういう形でしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

新たなサービスを行う実施機関といいますか、事業所につきましては町ではなくて基本的には民間の事業所ということになります。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

25ページの放課後児童クラブ運営補助金ですね。これは国の基準額の増に伴ってということでもありますけれども、これは先日、学童クラブと議会との住民懇談会の中でも、そういった要望が出されてたと思うんですが、そういった要望を受けて実施するものなのか、この辺りはいかがですか。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

29年度の単価改定がありましたのが、29年度の当初予算を組んだ後でございまして、幾らぐらい上がるのかなというのも私たちの方で試算をしていたんですけども、放課後児童クラブに通われる障害児の子供さんですとか、総枠的などを計算をしてみますと補助単価的には1クラブ当たり運営補助金が56万2,000円上がっております。ということは10クラブで考えますと560万程上がるということで、6月、9月はちょっと検討をまだしていたような状況です。ところが障害児の子供さんが通っている数っていうのが思った見込みよりも少なく、その部分はかなり抑えられたことで、総枠としては金額的には500何十万という数字は上がってこなかったというところになります。要望があったから上げたということではなくて、国の補助基準額になるようにずっと試算をしております、今回きちんと今、各クラブの報告等をいただきまして精査をした結果、ちょっと時期的に12月になって遅くなってしまったんですけども、国の補助基準額に合わせた形で補助金の支出をするようにしております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

具体的な手続のことはちょっと私もよく理解不足な面もあるんですが、実は今年の3月議会の一般質問で放課後児童クラブの問題、私も一般質問をしておりますが会議録を引っ張り出してみたんですが、その中で国の方の補助基準額が定員40人の場合引き上がるというふうなことになってるけどということで質問したら、課長の方から国の方で処遇改善に関する補助基準額が決まっております、それぞれの放課後児童クラブの実績に応じたところで処遇改善の部分を補助させていただいております。と答弁されてるんですよね。そのとき、もうやったんだなと思ってたけれども、ちょっと見込みと違いますか、その辺りがなぜ食い違いが出たのか、分かればお伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

放課後児童クラブは補助金がいくつも種類がございます、運営補助金というのが1つ基本になっている金額で、それに処遇改善とか障害児加算とかいろんな加算がございます。処遇改善につきましては、年度の終わりに実際にどれだけ処遇改善をしたのかという実績をもらってからのきちんとした補助金という形になりますので、処遇改善の部分は一定各クラブがどれだけ処遇改善を実際に行ったかというところでの補助金になるので、そういう回答を3月議会ではさせていただいたと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

それじゃあ質疑も無いようですから質疑なしと認めます。

これにて質疑を終わり、住民福祉部を終了をいたします。ありがとうございました。

45分まで休憩します。

（休憩 13時33分～13時45分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。ただいまから健康保険部を行います、本案について課長の前に部長の発言を求めます。

中山部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

連日の委員会審査お疲れさまでございます。一般会計に健康保険部が計上しておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

引き続き志田課長の説明を求めます。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それでは早速、健康保健課所管につきまして、長与町一般会計補正予算（第4号）に

関する説明書により説明いたします。

まず歳入について御説明いたします。説明書の6、7ページをお開きください。13款1項1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金のうち国民健康保険基盤安定負担金は、保険者支援分7,440万6,254円に係る2分の1、3,720万3,127円が負担されるため差額の54万8,000円を補正いたします。次に14款1項1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金のうち国民健康保険基盤安定負担金は、保険者軽減分1億2,552万2,990円の4分の3、9,414万2,242円と保険税支援分7,440万6,254円の4分の1、1,860万1,563円の合計額1億1,274万3,000円分が負担されるため差額の275万8,000円を補正します。次に8、9ページをお開きください。19款5項1目雑入1節雑入のうち地域保健活動助成金20万円が当課所管分です。これは一般社団法人千代田健康開発事業団が、保健師が中心となってテーマを挙げて地域保健の推進に当たっている事業に対して与えるもので、今回長与町健康づくり推進協議会の活動について推薦を行い受賞することができました。

続いて歳出の説明をいたします。22、23ページをお開きください。国民健康保険費28節繰出金は国民健康保険基盤安定負担金の額が確定し、保険税軽減分と保険税支援分合計1億9,993万円を繰り出すため、差額679万3,000円の増額となっております。また、国保財政安定化支援事業の負担金が確定し、その差額が238万5,000円の増額となっております。国民健康保険基盤安定負担金の差額と国保財政安定化支援事業の差額の合計が679万3,000円となっております。次に26、27ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費11節需用費のうち消耗品費9万2,000円は健康ポイント事業のPR用品として、懸垂幕代7万円、車両用マグネット代2万1,000円の合計額を計上しております。また、印刷製本費43万8,000円は商工会コラボ健康マップが23万3,000円、健康啓発ファイルが20万4,000円の合計額を計上しております。同じく13節委託料8万6,000円は、現在、駅前橋付近に設置しております看板が道路側の面には、長与町民総歩きと表記しているのですが、川側の面には何も表記をしていない状態です。住民の方からも運動について表記した方が良いのではないかと御意見もいただいておりますので、川側の面にウォーキングに関することを表記したいと考え計上しております。同じく18節備品購入費20万1,000円は、雑入で受け入れます地域保健活動費をヘルシーウォーキング大会や運動教室等で使用するマイク、机の代金に充てたいと考え計上しております。同じく23節償還金、利子及び割引料13万3,000円は過年度健康増進事業費補助金県費返還金11万円と過年度感染症予防事業費等国庫負担金返還金2万3,000円の合計額です。以上が今回の補正の内容になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、ただいまから歳入についての質疑から行います。

質疑ありませんか。

無いようでしたら歳出に入りますが。22、23ですね。それから26、27。  
堤委員。

○委員（堤理志委員）

27ページの看板作成委託料ということで、駅前の橋の所にかかっている看板の川側の  
方が今何も無いのでということですが、もう少し具体的にウォーキングという説明です  
がもう少し詳細なことが分かればお伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

詳細にと言うのは、看板に書く内容の詳細ということでよろしいのでしょうか。それ  
とも場所の詳細ということでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

道路側から見える分はもう見える、あるということで、川側の方に何か書くとなりま  
すと対岸の方からは余り小さな文字だったらちょっと分からないんじゃないかなという  
ようなこともありまして、もう少し役に立つといいますか、もう少し説明その辺りがあ  
ればお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

看板の場所が道路に面してまして、道路があつてそして歩道があるんですけども、車  
道の方に立ててる状態で、歩道の方が裏面になってくるんですね。ですから歩いてる方  
は裏面しか見えない状態でいくので、その面を整備しようと思つてます。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そもそも、このウォーキングについて、駅から出てきた橋の際の所ですよ。そこに  
決定したなんか意味があるんですか。

○委員長（岩永政則委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

そこに設置した経緯は、既に設置してあってそこに乗ったという感じで、そんなに深い考えがあつてしたわけではありません。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。

中山部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

元々のスタートがふるさと長与自然の道というのが長与駅を起点に行つてまして、セブンイレブンの方から右折をして行つた中尾城公園の方に上る狭い道が、忠霊塔の方に上る道があるんですけど、その途中ということで設置をされてると思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいでしょうか。他に質問はありませんか。

それでは質疑なしと認めます。

これにて質疑を終わり、健康保険部を終了をいたします。お疲れでした。

15分まで休憩します。

（休憩 13時58分～14時09分）

○委員長（岩永政則委員）

全員お揃いですから始めたいと思いますが、休憩前に引き続き委員会を再開をいたします。ただ今から建設産業部の審査を行います。本案について、各課長から説明を求めますが最初に産業振興課、それから土木管理課、それから都市計画課、それぞれ順次説明を求めて、それから一括をして質疑を受けていきたいとこのように思います。質疑は歳入をして歳出に参るということでございます。

それでは最初に、中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

皆さんこんにちは。それでは平成29年度長与町一般会計補正予算（第4号）、産業振興課所管の分につきまして説明をいたします。

まず初めに予算書の5ページをお開きください。第2表の債務負担行為でございますけれども、これにつきましては平成29年5月31日、長崎県林業公社が日本政策金融公庫から干ばつに係る計画に基づいて実施するために必要な資金として借入れを行いました2,600万につきまして、日本政策金融公庫が損失を受けた場合に長崎県がその損失を補償するという契約がなされておりますけれども、長崎県が日本政策金融公庫へ損失を補償した場合に県が受けました損失補償額の一部を関係市町が保証するというものでございます。金額は2,600万に対しまして2万分の62ということになっております。続きまして事項別明細書により説明をいたします。8ページ、9ページをお開きください。14款県支出金2項4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金の未来を創る園芸産地支援事業費補助金73万3,000円の減額でございますけれども、これにつきましては柑橘、ミカンの品質向上対策によりますシートマルチ及び関連資材の

購入費補助金で県の3分の1の補助金でございます。県の財政健全化によります平成29年度予算の削減によりまして、県の方針としまして代替策となります国費2分の1補助による国事業の活用ということで、本町も含めまして県内各市町が変更したことに伴いまして県補助金の減額を行っております。なお、代替の国事業の歳入予算は事業者となります長崎西彼農協柑橘部会へ直接交付となる関係で、今回歳入には計上いたしておりません。

次に歳出でございます。18、19ページをお開きください。2款総務費2項徴税費1目税務総務費11節需用費の231万2,000円でございます。これにつきましては寄附をいただいた方へお送りいたします返礼品の購入費となっておりますけれども、当初予想しておりました寄附見込金額2,000万から3,800万に上方修正したことによりまして今回補正をお願いするものでございます。続きまして12節役務費の通信運搬費550万円でございますけれども、これにつきましても申しあげました寄附見込額の変更に伴います寄附件数の増加によります返礼品の発送費用の増額補正となっております。続きまして、ふるさと納税代理納付システム利用料の125万2,000円でございますけれども、これにつきましてはインターネットを通じまして寄附の申し込みをしていただいた皆様がクレジット払いを希望されたときにクレジット会社への申し込みをポータルサイト会社が代理で手続をする際の手数料となっております、こちらも寄附見込額の増額変更によりますシステム利用料の増額補正となっております。次に28、29ページをお開きください。6款農林水産業費1項2目農業総務費2節給料及び3節職員手当等、4節共済費でございますけれども、これは4月の人事異動によりまして、産業振興課は1名増員でございますけれども、合計5名の異動によるものでございます。次に3目農業振興費の19節負担金、補助及び交付金の未来を創る園芸産地支援事業費補助金165万4,000円の減額でございますけれども、これにつきましては歳入でも申しあげましたとおり国事業へ取組を変更しました関係で、ミカンの品質向上対策となりますシートマルチ資材等の事業費220万円に対します県補助金の3分の1、73万3,000円と町の補助金が6分の1でございますけれども、36万7,000円、合計の110万円の減額、それからこの他に県の補助金につきましては、直接取組主体へ支払いとなっておりますけれども、新規のイチゴハウス建設事業費554万円に対します町の負担分がございますが10分の1の55万4,000円、この分の減額でございます。以上が、産業振興課所管分でございます。どうぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして土木管理課長。

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

それでは土木管理課所管分について事項別明細書によりまして説明をさせていただきます

ます。30、31ページをお願いいたします。8款1項1目2節給料から7節賃金までが土木管理課所管でございます。2節から4節までは主に職員の人事異動に伴う補正でございます。7節賃金は3か月分のパート賃金を増額計上をいたしております。次の下、8款2項4目15節工事請負費が土木管理課所管です。橋梁維持補修工事費800万は本川内郷の山手橋架け替えに伴う下水道管の影響に関する工事金額の増額補正でございます。次の下、8款3項1目17節公有財産購入費が土木管理課所管です。用地購入費112万1,000円は、2級河川高田川河川改修工事にあわせて道路を整備している事業によるもので、買収面積の確定、それと再鑑定価格が出たことによる増額補正でございます。

続きまして次のページ32、33ページをお願いいたします。ちょうど真ん中付近、8款5項5目15節と17節が土木管理課所管です。15節工事請負費公園整備工事費1,400万は、現在閉鎖をしております公園遊具の修繕のための工事費でございます。17節公有財産購入費用地購入費432万円は、中尾城公園において個人の土地を無償でお借りして公園として整備をしておりました土地に関しまして地権者との協議の末、購入の運びとなったため計上いたしております。長年にわたり多くの方々の憩いの場所となっております今後も中尾城公園の一部として整備してまいりたいと考えております。

以上が土木管理課所管分でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### ○委員長（岩永政則委員）

続いて、松邨理事。

#### ○建設産業部理事（松邨清茂君）

それでは都市計画課所管分について御説明申し上げます。今回の補正は歳入の補正はございませんで、歳出のみの御説明となります。それでは一般会計補正予算（第4号）に関する説明書32、33ページをお開き願います。まず人件費でございます。時間外勤務手当について都市計画課の方で御説明申し上げます。8款5項1目3節職員手当、上から4段目でございます。54万7,000円を増額しております。これまで継続的に時間外勤務の縮減に取り組んできたところでございますが、今年度は主に都市計画道路西高田線の都市計画決定の変更及び事業認可変更の事務に伴い当初の想定以上に業務量が増加したところから手当の増額補正を行うものです。次に8款5項4目13節委託料500万の増額補正でございます。これは都市計画道路西高田線街路事業に伴う補償金算定のための委託料でございます。続いて15節工事請負費1,200万円の増額補正でございます。これは西高田線の供用済区間において夜間における歩行者の安全確保のため、防犯灯の整備工事を行うものでございます。最後に22節補償、補填及び賠償金2,000万の増額補正でございます。これは西高田線整備事業に伴う隣地地権者への補償金でございます。以上で都市計画所管の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑を受けたいと思います。

歳入についての質疑はありませんか。8、9ページ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

この農業費補助金で未来を創る園芸産地支援事業費補助金という部分は、説明をお聞きする範囲では国の方がもうこの事業をちょっと自分たちで何かやりたいから返してくれと言いますか、そういうことなのか。実際国の方ではこういったことに活用するなり、何らかの説明があったのか。単にもうこれは返還だということだけだったのか。もう少しこの辺りの事情を噛み砕いてお聞きしたいというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

この未来を創る園芸産地支援事業というのは県の事業でございます。県の事業で申請をしておったんですけれども、ここで29年度の予算が削減になったということですね。ですから県の方が予算が足らなくなりまして、その分を国事業の産地パワーアップ事業って言いますが、県の方がこっちの方に取組んだらどうかというような話がありました。そういうことで県下各市町はこっちの方に取組を変更をいたしたところで。この事業が大体昨年度から始まりまして、昨年度はうちの方はシートマルチってミカンの下に敷くんですけれども、もう大体6月ぐらいから実施をします。張ります。ですけれども、県と申しますか、そういう方針が策定されたのが28年5月23日ということで、それから事業に取り組むっていうのはちょっと遅かったんで昨年度は実施をしていないわけですが、今年度はそういうことで県の方針もあつたのかどうか分かりませんが、予算要求、概算要求は未来を創る園芸産地支援事業ということで県の方に申請をしたわけですが、結果、蓋をあけてみると県の予算が削減されたということで国事業に変更をして実施をしたということでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

県の事業で予算の関係で削減になって国の事業に振り替えたような御説明ですよね。説明の中でJAの方に直接交付になったというのは、もう要するにもマルチの部分なんですか。マルチの部分は国の方からJAに直でやるとそういうふうな流れに変わったというふうに理解してよろしいでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

そのとおりでございます。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。8，9ページ。

無いようでしたら歳出に入っていきたいと思います。

18、19ページ、ありませんか。次に28、29、30、31。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

31ページ、橋梁の補修工事、山手橋の架け替えということで、下水道管の影響に係る工事費ということで説明をされたんですが、それで800万ということで、橋梁の工事費にかかる分は別途ですか。

○委員長（岩永政則委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

議員御指摘のとおり今回補正をさせていただきました800万につきましては、影響が出る上下水道、これの布設替えに伴う工事費でございます。橋梁本体の工事につきましては、当初予算におきまして800万工事費をいただいておりますので、合わせて山手橋架け替えに伴う工事費は1,600万という形で今回お願いをしているところでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

すいません、その下の31ページ、高田川の改修に伴う用地購入費ということで、河川にずっと沿った4メートル道路の用地に係るのかなというふうに理解をしてるんですが、ここについては多分背後地が市街化区域になってるんですけども、そこに下水道、水道辺りの整備というのは考えておられないのかどうか伺います。

○委員長（岩永政則委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。今回、場所的にはカステラ屋の裏付近でございますが、上下水道につきましては工事前にもう一度、工事が今年度まだちょっとできませんので恐らく来年度以降になろうかと思いますが、そのときに町の上下水道とも話をしながら工事の方に入っていきたいというふうに考えてるところでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

歳入歳出全般についてどうぞ。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

33ページの15節公園整備工事費なんですけれども、73遊具の補修ということで

伺いました。前回の補正予算で300万を計上されていたと思うんですが、どれくらいの補修ができるのかなと思いつながら300万の計上があったわけですけれども、今回1,400万追加で補正ということですが、この73遊具、各自治会に早期の修繕希望、または時間がかかってもいい、撤去ということで、それぞれ回答を求めているところかと思うんですが、今現在回答と申しますか、地元と話がどれくらい、回答があっているのか、今の段階で73遊具のうちどれくらいが修繕希望で来ているのか。分かる範囲でお答えいただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

山下係長。

○係長（山下泰明君）

委員の御質問についてなんですが、今回該当する自治会数としては24自治会になりまして、公園数は36ということになっております。回答につきましては24自治会全てから御回答をいただいております。回答中身としては撤去でも良いと御回答していただいている自治会が皆前自治会、道の尾自治会の2自治会で、少し時間かかっても良いですよっていう回答をいただいている所が、辻後自治会、ニュータウン西自治会、内園自治会の3自治会、残りの19自治会については早急に修繕をして欲しいと回答はいただいております。また、時間かかっても良いですよって御回答していただいている自治会につきましても、例えばニュータウン西自治会とかにつきましても、プレイロット3の公園について遊具の修繕の希望についてお問い合わせをさせていただいたんですけど、ニュータウン西区の子供たちはやはり中央公園の方で遊ぶ子供たちが多いということで、そちらの方を先に修繕して欲しいということで、少し時間がかかっても良いですよっていうふうな回答をいただいているような状況になっております。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

分かりました。当初は前回の300万でかなり金額が少ないと思ったんですが、当初予算で見込むためにそういった要望を取りまとめているのかなと思ったところなんですけれども、やり始めてみないとどれくらい修繕、早期の修繕がかなり多いようですので、やり始めてそこが全部完了するかどうか分からないんですけど、これはやはり地元と言いますか、住民の方が今困ってその点検をされるかなりの長い期間困っていたので、そういった住民の声もあって、今回補正を先に上げたということ理解でよろしいでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

委員御指摘のとおり皆様からの御依頼、早急に開放して欲しいという要望が多くございましたので、前回300万補正をさせていただきましたが、今回なるべく多くの公園

を、遊具をとということで1,400万増額で補正をさせていただいたところでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

西高田線についてちょっとお伺いをいたします。職員手当等も西高田線の計画決定、それから事業認可等の事務で時間が増えているということですが、それと合わせて委託料の500万ですかね、西高田線の補償に関する算定委託料。その下の街路整備工事費で防犯灯の整備を行うということでしたけども、まずこの計画決定と事業認可の目途といますか、いつぐらいに決定ができて事業認可が取れるのかというようなことと、あとこの下の2つについて、恐らくこの補償の算定の委託については並行してやられてるんだと思うんですが、これをやったときに後々補助対象となるのかどうかですね。この防犯灯についても同様に街路整備工事費ということで補助の対象となるのかどうか。そこ3点ぐらいですかね、お願いします。

○委員長（岩永政則委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

お答えします。まず、事業認可の時期につきましてなんですけども、長崎県の都市計画課の方と協議を進めておりまして、住民説明会の方を当初12月に行おうと思ってたんですけども、協議の中でいろいろと断面構成の変更協議または高田踏切と県道の取り付けの所で県警協議及びJR協議の方で協議が長引きまして、住民説明会の方を今の予定としては1月、年をまたいで1月中に開催を予定しておりまして、全部の都市計決定、変更の手続きにつきましては、今年度中、3月中を目途に進めているところでございます。

引き続きまして防犯灯整備工事の委託関係が補助に該当するかということなんですけども、まず工事費について防犯灯整備工事なんですけども、こちらの方は元々こちらの防犯灯を設置する所には街路灯を整備する予定で平成30年度に整備する予定だったんですけども、どうしてもこの街路の歩道灯というのがお金がかかるということで、当初の算段では4,500万程度の金額になっておりました。ここに防犯灯クラスでも実際対応できるんじゃないかということで協議をした結果、防犯灯を整備する予算と街路灯を補助で整備する予算、これの単費の方を比較検討しまして、どちらが予算的に小さくなるかということで判断したところ、防犯灯の方が街路灯の単費よりも1,000万程下がるという算段がありましたので、防犯灯の方で整備をすることに決定しました。防犯灯になりますと街路事業としての補助事業の中には入れ込めないのもので、全て単費になりますけども、経済比較の結果、補助で使うよりも単費で防犯灯をした方が良いという結果になりましたので単費で計上しております。委託料につきましては、全て補助対象

ではなく単費で対応するものです。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

一般的に考えればこの委託料等も当然補助にのせられるのかなというような気がして  
るんですけども、それとこの街路事業については先程の説明でいけば、補助対象の街路  
灯を設置するよりも、単費の防犯灯の方が安くなるんでそっちにしたんだっていうこと、  
そういう理解でよろしいですか。そういうふうに理解をさせていただきますが、委託料  
はやっぱり単独でも、時系列的に私が思ったのは、事業認可とかこういうものが取れる  
前にこういうのをやれば当然単費だろうという気はしたんですよ。ところが待つてやれ  
ば補助対象になるんじゃないかなという思いもあったもんですからちょっと質問をさせ  
ていただいたんですけど。

○委員長（岩永政則委員）

松邨理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

説明がうまくいなくて申しわけございません。この13節委託料の500万円でござ  
います。これは22節の2,000万の街路事業に伴う補償費についての委託でござ  
います。この22節の補償というのが、現在の西高田線の区域外の物件の算定でござい  
まして、そこが路線の中に入ってございませんので、補助対象外の物件の補償算定とい  
う形になります。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この22節の街路事業に伴う補償費ということで、この分の委託をしてるんだという  
ことなんですが、単独の街路事業というのがあるんですかね。そこの外の部分はもう街  
路事業と言わないんじゃないかなという気がするんですが、いかがですか。

○委員長（岩永政則委員）

松邨理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

西高田線の、そこの橋を上げるために周りの土地に影響した所がございます。その  
分の補償の分です。簡単に言えば道路ができたためにその横の土地に影響を及ぼす。た  
だし、そこの街路の区域の中までは補助対象なんですけど、この外については補助対象  
外というところがございまして、ちょうど街路のした所へすることによって影響がある  
土地については単独ということで、今ここで計上しているところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。他にありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

33ページの17節公有財産購入費の用地購入費の件でお伺いしたいんですが、中尾城公園の用地購入費ということで、個人の土地を無償で借りていたというふうに説明を聞きましたけれども、具体的には公園のどの辺りの場所のことを言われているのか教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。長与駅の方から見まして1番右の1番下付近でございます。エレナのちょっと手前付近でございます。今、公園で整備しております。桜もツツジも植わっております。桜が約40本ぐらい今現在もう植わっている所でございます。面積で2,160平米でございます。ここに平成17年7月から土地をお借りしまして、ただもう土地代はいいからということで無償で17年7月からずっと今年度まで借りておりましたが、その分につきまして所有者の方もお話をつけまして、もう買わせていただくということで今回計上した次第でございます。場所につきましては、今、公園の中、もう桜も植わっている位置でございます。吉無田の1番三根側ということで御理解いただければなというふうに考えています。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

素人考えで非常に申し訳ないんですけど、普通で考えれば公園整備の時に木も植えるという段階であれば購入をお願いするといえますか、購入を先に考えると思うんですけども、その時点ではもしかしたらやりとりの中でちょっと売却はしたくないんだけど、いいですよってということで整備を、公園の一部ということで今までこられたものなのか。そういうふうな流れでずっと無償で貸していただいていたような形になるけれども、今回は地権者の方も売却してもよろしいということで今回かなり年数が経ってからこのような形になったのか。その経緯を教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。委員御指摘のとおり当初平成17年当時は、とりあえず貸しとくからということで公園の整備をさせていただいたところ、桜もずっとそれから今もう皆さん結構見物の方、夜桜も結構いらっしゃるところでございますが、その当時はそのぐらいで良かったですけども、それから10年程度たちまして所有者の方も、もうあんだけ桜も植わつとれば土地ももう買ってどうだろうかと売らしてもらってどうでしょうか

ねと私ども聞きまして、そしたらまあいいよということで鑑定をいたしまして、その金額で今回、御相談できればなというふうに考えているところでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

今の中村委員の関連、地権者はちなみに1人ですか。

○委員長（岩永政則委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

御指摘のとおり所有者は、今現在お1人ということでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。いいですね。

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終わり建設産業部を終了いたします。

これにて本日の総務文教常任委員会は終了し、散会といたします。お疲れさまでした。

（散会 14時49分）